2017 年 7 月 17 日

「『共謀罪のある日常』って何？市民学習会」の記録

(伊東ふれあいセンターホール)

～ 講演の部～

荻弁護士

〈第 1　はじめに〉

皆さんこんにちは。弁護士の荻と言います。偉ぶったところがない、というより偉ぶれる材料がないもんですから、「何だ、弁護士を呼んでこんな程度だったのか」ということになっちゃうかもしれないですけど、そこはご容赦ください。

先ほどの紹介の中で「明日の空」という NPO 法人を紹介いただいたのですが、何をやっているかというと、派遣切りかなんかで首になる、そうすると住むところがなくなる、寮なんか。しょうがないんで、そのままホームレスになってしまった、しばらくは食いつないでいたんだけど、お金が無くなってついついスーパーに行って万引きをしてしまった。最初のうちは「ダメだよ」で帰されても、二回、三回になると警察が動き出すわけです。場合によっては裁判になる。この人が刑務所に行ってもどうにもなるもんでもない。そのまま社会に戻ってきても、やはり住むところがない、食うものがない、お金がない。そうすると、この人たちを裁判で刑務所に送ったところで、居場所がない。そういうところから始まった NPO 法人で、代表は飯田智子で、この間静岡新聞で大きく取り上げてもらった。彼女を代表に、うまく司法とつなぎながら、生き直しのお手伝いをする団体の副代表をやらせていただいています。長泉町にある事務所はその事務局でもあるわけですから、「明日の空」に連絡をいただくと、最初に「おぎ法律事務所です」と電話が出ちゃう。そんな団体です。4 年やって 100 人くらい、生き直しのお手伝いをしています。

今日は「『共謀罪のある日常』って何?」というテーマをいただきまして、三好さんから勉強会の時に藤倉さんからの緊急提案をいただいて、これを読ませていただいて「これはたしかにヤバイな」と。この法律がヤバイ・ヤバイというのはわれわれも知っていたんですけれど、何がヤバイと思ったかというと、共謀罪が成立しないようにわれわれがどういう活動をしたかというと、今出来上がろうとしている共謀罪法案というのはこういう危険がある、こういうのが通っちゃったら日常生活が相当恐ろしいことになります、治安維持法が復活しちゃいます。そういう話だけしてきたんです。で、この間の 7 月 11 日にこれが施行されてしまった。そうすると、何が起こるかというと、われわれは「怖い、怖い」ということをずぅーといろんなところで話してきた。けれど通っちゃったあと、どう対応すればいいのかという話を全然してきていない。この共謀罪という法律、正確に言うと、「組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律等の一部を改正する法律」というナガーイ名前なんですけれども、一番怖いのは、この共謀罪が適用される可能性がある、ということでわれわれが委縮しちゃうことなんです。中間報告という手法を使ったことはご存知だと思うんです。「各議員は委員会の審査中に特に必要があると認める時は中間報告を求めることができる」。どんな必要があるかというと、早めに通しちゃわないといけない。通してしまえば、われわれはビビってしまうだろう、と。「あんな人たち」ですから(笑い)。あんな人たちはビビって何にもできない、と。萎縮して何にも活動しない、そこを狙っている。だから藤倉さんなんかが取り組まれている原発の問題。あれだって国としてはやりたくてしょうわない、政

府としては。こんな法律ができた。警察が動いたら怖い、逮捕されたら怖い、ということでわれわれがそれこそ忖度して、今までやっていたデモ行進は止めようとか、もっと目立たないところでやろうとか、今までやってきたスタンディング、あれも駅に近すぎたんで、もっと離れたところでやろう、とか。そういう忖度を始めちゃうというのが我々の運動にとって一番怖いことです。ですので、今日レジュメ『共謀罪のある日常』って何?」と書いて主な事例を紹介しますけれど、むしろそのあと、どうやって警察とお付き合いしましょうか、そのあたりの話を小一時間でしていければと思っています。

〈第 2　共謀罪とは〉

では、共謀罪ってどんな法律なのか。おさらいから始めようと思います。仮に、共謀罪にあたるということで裁判を受けたりすると、どんな犯罪を共謀したかによって違うんですけれども、レジュメの第 2 の 3 に整理しました。たとえば、法定刑が死刑、無期、10 年を超える懲役・禁錮にあたる犯罪の場合、その計画にかかわったよというと、5 年以下の懲役または禁錮。4 年から 10 年の犯罪の計画にかかわったというと、2 年以下の懲役または禁錮。こういった刑が定められている法律です。どんなことをやったらこの共謀罪の要件を満たすことになるのかを整理したのが 1 の要件のところです。法律の第 6 条に載っています。条文をそのまま読み上げますと、「次の各号にかかげる罪にあたる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として」と、組織的犯罪集団が主体となる活動である。

「当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は」、これが(2)の計画。「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは」、これが(3)の実行準備行為。だから、要件としては、組織的犯罪集団が一定の計画を作って、さらに準備行為まで及んだという三つがそろって、罰則が適用される。大まかな構造はこういうことです。よく国会で議論されていたのは「組織的犯罪集団」。一般人は含まれないんですね、という話。どこからが一般人かよくわからないっていう話です。この法律が通る前の学習会で話していたのは、子どもを持つお母さんの話。今の若いお母さんたちはスマホのラインとかでつながっている。あるお母さんがラインで投稿する。「うちの子は保育園落ちた、日本死ネ」って、どっかで聞いたようなことをラインで送ったとする。そしたら、それに反応して「ふざけんな、市役所の職員許せんよね、抗議に行こうか」。それにさらに誰かが呼応して「あの担当者に私もやられた、いっぺんぶちかましませんか」みたいな、そういうやり取りがあったとします。そこで、もしかしたら集団で威力業務妨害か公務執行妨害の計画が出来てしまったかもしれない。その後、そのうちの一人が、みんなで動くのにお金が必要ですから、「銀行に行って資金みたいなのを降ろして来ます」となったらそれで準備行為になってしまう。また、落とした人が何課にいるかわかりないから、市役所に様子を見に行くと、これが現場の下見になってしまう。だから、普通のお母さんたちが保育園を落ちた子供のことでグチり合って、「そりゃそうよ、一言いって来ようよ」となっちゃったときに、考えようによれば、ぎちぎちに考えれば、これに当たってしまう。怖いですね。だから、「組織的犯罪集団」ってよくわからない。政府は「この法案が通らないと、東京オリンピックを開けないよ」とやってきた。法案段階でテロって言葉はどこにもないじゃ、と言われて、後からつけた。とってつけたような話だった。対象犯罪が 277 あるということで、これ三好さんの方で作ってもらった資料です。良い機会なので見てもらっていいですか。どんな犯罪が入っているか。「え―こんなのも」というのがあったらチェックでもし

てほしいんですけど。「こんなの入っていたの！」というのがありますか？

A さん

同じようなのがいくつもあるんです。たとえば覚せい剤の所持とその次の営利目的の覚せい剤の所持。一般的に覚せい剤の所持を禁止するんだったら、営利目的に限定したものを並べてつける必要はない、と思うんですが。

荻

これは覚せい剤取締法が、その二つで法定刑を変えているんです。営利目的となると、自分が打つだけではなくて、他に害悪を広めるわけではないですか。だからそっちの方が罪が重くなるということで別の犯罪構成要件になっている。そういう話です。

私がこれを見て、最初に「エー」と思ったのが特許法、特許権等の侵害。実用新案法、意匠法、商標法、著作権法。このあたりと立法目的となんかつながっているのか、テロの防止という目的と。たとえば、藤倉さんの反原発の団体で集会を開こう。集会を開くにあたって、こういうチラシを作ろう、となる。これ後ろの背景に絵がかいてありますね。これ、三好さん、どこから取ってきましたか。

三好

それはワードのテンプレートです。

荻

だったらフリーの版権だからいいと思うんですけど、そうではなくてネットか何かを見ていて、「これはいい」って感じで何の気なく使っちゃった。あると思うんです。ただ、それって、もしかしたら著作権、デザインした人がいたら意匠権とか、侵害しているかもしれない。今までは知らずにやっていてそんなに大きな影響がなかったかもしれないけれど、

藤倉さんの団体が使っちゃった、そういうビラが出た。それを当局、警察が見て、「オーやったじゃ」という話で、引っ張られる可能性があるんです。だから、立法目的との関係で、必要ないものまで多く含まれてしまっているのが、この法律の最大の問題点。

怖い、怖いという話ばかりしていてもしょうわないですが、もう一つは③の「実行前の自首による刑の減免」というのがまた恐ろしい。自分がかかわってしまったかもしれない、さっきの話で、「パンフレットを作ったけれど、もしかしたらあそこを抜いたのはヤバいかもしれない」と思った人が警察に言っちゃったりするかもしれない。「私、パンフレットを作れ、というもので、ネット上でよさそうなのを使ったんだけど、あれ、大丈夫ですかね。」警察は「それはヤバイよ。よく自首してくれました。あなたは大丈夫です。ただその団体ってどんな人がいるんです。もし名簿でもあれば出してくれませんか。」なんてところから芋づる式にずるずる挙げられる。結局、この法律は情報を取りたい。逆に言うと、この法律を動かすには、いろんな情報を取らないと動けない。だから、日常生活への影響としては、捜査のやり方が、今まで抑制的だったのがそうではなくなってくるだろうし、常に警察権力に見張られているような状況ができあがってくるだろう、という恐ろしさ。

この間さらにすごかったのが、第 2 の 4 に書かせていただいたジョセフ・ケタッチという国連プライバシー権に関する特別報告者。この人が、5 月 18 日付です、内閣総理大臣閣下という形で、「プライバシーに関する権利に関する特別報告者の任務に基づく照会」という問い合わせをしたんです。国の方では、「個人的な資格で動いているだけだ」みたいなことを言っていますが、そうではなくて、ジョセフさんはここで得られた結果を基に、国連に書面で報告している。あくまで、国連の活動の一環なんです。これに対して我が国の政府はどういう対応をしたか。「こんなもん送ってきてけしからん」ということで抗議した。国際的にみれば非常に恥ずかしい態度をしてしまった。ジョセフさんがどんな話をしているかというと、「もしこの法案が法律として採択された場合、法律の広範な適

用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制約につながる可能性がある」ということで、いろんな問題点を出している。そのなかで、さっきの著作権の話も出ている。組織的犯罪集団の定義も非常に漠然としている。さっきのラインのお母さんたちもそれにあたる可能性もゼロではない、という話しとか。あと、「計画」といっているけれど、どこからが「計画」になるのか、「計画」の定義の具体的なものはない。あと、政府は準備行為がついているから、心の中だけを処罰するものではない、というけれど、その範囲も全然明確になっていない。さらにここがすごいんですけれど、計画とか準備行動は普段わかる話ではない。たとえばお父さんが今日家に帰って何をしようと考えているのか。一杯飲もうと思っているのか、夕飯は何を食べようと思っているのか、お風呂は入浴剤何にしようか、とかおなかの中で考えていることはいろいろあるけど、それって外からは見えない。それを知るためには何をするかというと、私がこっそり後をつけて様子を見たり、それを何日か続ける。そうすれば、「休みの日の夕方は大概こういう行動をしているんだ」となる。計画とか準備行動がはっきりしてからこそ動ける。要件の中に計画とか準備行為が入っていることになると、理論的には起訴された者に対して、起訴に先立ち相当程度の監視が行われることになる。だからおなかの中で考えている事なので、どこからが計画で何が準備行為なんてわからないじゃないですか。銀行に行ってお金を降ろす。外形的にはそれしか見えない。それが犯罪資金を降ろすか、それとも今晩のおかずを買うために下すのか、これはわからない。となると、この法律を動かしていくためには、絶対に監視が必要になる。それからさっきから言っているように、組織的犯罪集団って何、計画って何、実行準備行為って何。まったくこのへんが明確になっていない。刑法の大原則の中で明確性の原則というのがあります。どんな行為が処罰されるのか、どんな刑が適用されるのか、事前にしっかり明確になっていなければいけない。そうしないと予測可能性がないから、自由にいろいろなことが出来なくなってしまう。刑法というのは人の自由を奪えるような、場合によっては人を死刑にできるような、そういう法律を使う以上は、他の民法とかよりもずっと高い明確性が求められる。あと、刑法には謙抑性といって表に出られない、「最後の手段なんだよ」というところがある。それについても非常に問題がある、というのがジョセフさんの指摘です。ジョセフさんが 5 月 18 日に書簡をだしたその翌日、5 月 19 日に衆議院法務委員会を通った。まったく一顧だにされていない。

もう一つ私の中で心配だなと思ったのが、不断の監視行為。国の方が、政府が我々の行動を見ていかないと内心はわからない。何が計画なのか、準備行為なのかわからない。そういう中で去年 5 月 24 日、刑事訴訟法の改正がなされました。盗聴というか通信傍受というか、その範囲が広がっている。それ以前は薬物、銃器、組織的殺人。明らかにヤクザとかマフィアとかテロとかにつながる犯罪に対して、しかも NTT の職員が立ち会った中でないと通信傍受ができないという建付けだったんです。それが去年の 5 月 24 日にこの法案が成立した以降は、窃盗、詐欺、恐喝、逮捕監禁、傷害、その他にまで範囲が拡大しました。しかも NTT 職員の立会無しで、警察官だけでできる。監視できる状況をピシッと作ったんです。その 1 年後この流れでしょう。関連があるように思えてしょうがない。これは週刊金曜日から取った記事の抜粋です。「最近の警察・公安による弾圧の事例」が紹介されています。簡単に読み上げます。つい最近だと、「レンタカーを折半で借りたら逮捕」。2015 年 9 月に、9 人がレンタカーを借り、借り賃やガソリン代・高速料金を折半して福島県の原発跡地を視察した。そうしたところ埼玉県警の公安が、参加者の自宅など 4 カ所を家宅捜索して 3 人を逮捕しているんです。ビックリでしょう。これどういう

容疑だったかというと、無許可による白タク営業だということでこれをやった(エェーという声)。あとこんなのもあります。バスを折半で借りたら犯罪。読むと、2014 年 9 月、京都府で開かれた反基地集会に参加するためバスを個人から借りて必要経費を折半して使用したところ、大阪府警の公安が 3 人を逮捕し、十数カ所を家宅捜索した。何なのかというと、折半して使用したのが「道路運送法違反容疑」だと。あと、読んでいるとだんだん面白くなるんですが、会議使用者の名が違うだけで逮捕。これ大阪なんです。2016 年 5 月、大阪市の公共施設の割引制度を利用して労働組合が会議室を借りた。実際に使用したのは別の大衆団体で、この割引分を詐称した。割引分を詐欺をした。よくありますよね、組合の名前で借りて、いろいろな人が集まってやる。しょっちゅうどこでもやっている話なんです。それが詐欺だということなんです。大阪府警が 3 人を逮捕しました。しかも、逮捕の 17 日前に逮捕者の自宅等 16 カ所を家宅捜索をした。(ホーという声)。すごいですね。実際そういうような動きが今始まっている。

調子に乗ってここまでは話しながらやばいことをしてしまった、と実は今思っていて、三好さんと先週ちょっと打ち合わせをした時に、この法律の内容とか怖さをあんまりしゃべっちゃうと、逆に委縮しちゃって(笑い声)、運動の足を引っ張ることになっちゃうよね。だからあんまりそういう話をしないようにしましょう、みたいな話をしたんです。30 分使ってついついしゃべってしまいました。今、皆さんが「エー」とか「うー」とか仰ったとおり、普通の市民感覚からしたらおかしいんです。だって、みんなで福島の原発の跡を見に行くのに、お金を出し合ってレンタカーを借りますよね。それで白タク。だから何がおかしいかということを自分の中ではっきりさせておかなくてはいけないと思うんです。公安や政府が言うから全部正しいかーそんなこと思っている人はここには来ていないでしょうけれどもー、すでにおかしい動きが出始めちゃっている。心構えのようなことは、あとの方で書かしてもらったんですが、「不当弾圧としての逮捕への心構え」というところ。裁判とか表に出てしまえば通る話ではない。警察への対応の中で、別にケンカをする必要はないですけども、常に腹の中に持っていて欲しいのは、「この逮捕は不当だ」「自分は犯罪を犯していないんだ」ということをしっかり確信をもって対応してほしい。ここで揺らいでしまうとエライことになる。どっかで、「警察官のいうことが正しかったんではないかしら、私は法律知らないし。もしかしたら警察の言うことが正しくて、レンタカーをみんなでお金を出し合うと白タクだったんだ、ゴメンナサイ」という状況をつくってしまう。上手く言うんです、警察の人たち、取り調べの時に。「知らなかったのも無理はないけれどもね」「今回だけは大丈夫だから、調書を」なんてことになるとエライことになってしまう。だから、自分たちの感覚をきっちり信じてください。

今ざっと説明させてもらったのが第 3 の 1 の日常生活への影響。恣意的な捜査。法律が施行される前からこうだから、拍車がかかってくる可能性があります。ただ、最初から市民運動ってことではないだろうな、という気はしている。一般国民の理解を広く得る必要があるもんで、例えばヤクザ屋さんとか、あのあたりから進めるんだろうな、と思うんです。先週でしたっけ、報道されたのは、どっかの名のある暴力団の組長さんが奥さんの名前で携帯電話を作ったら逮捕されてしまったというのがあって、なんか垣間見られる感じがすごくする。

〈第 3　日常生活への影響とその対応〉

第 3 で、怖い怖いではない話をしたい。今日話したいと思っていたのは、対応といっても二つあるのではないか。一つは守りの対応。実際警察にどういう対応をしていったら良いのか。それだけでは弱いので、もう一つは攻めの対応。内閣支持

率が最低の 35%、不支持が 53%(共同通信)。都議選以降流れが変わってきている、潮目が変わってきている、と皆さん仰る。その中で攻めの対応って何なのか。法律って一回できれば、永久に続くわけではないから、この法律を廃止するという方向に向けての運動が今後必要になってくる。二つに分けて話をさせていただきます。

(1)職務質問をうけたら？

まず守りの対応で、職務質問の話。たとえばスタンディングをしていました。ビラを撒いていたら、お巡りさんが「もしもし」と言ってくる。職務質問を受けたことのある人はどれくらいいますか。結構いますね。逮捕されたことのある人はどれくらいいますか。すごい!あとからいろいろ教えてください。筋金が入っています、素晴らしいです(笑い声)。

まず職務質問。根拠は何っていうと、ここに書かしていただきました。警察官職務執行法 2 条 1 項。これが職務質問の根拠規定になります。簡単に読みます。

「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又はすでに行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。」と書いてあります。警職法の 2 条 1 項が根拠になっている。一つは不審事由といってなんか変だな、という所がないとできない。ただ、2 ページ目をめくっていただいて、同じ警職法第 2 条 3 項。先の不審事由のある人は「刑事訴訟の法律の規定に寄らない限り」－これは令状がない限り、あと現行犯逮捕の当たる場合でない限り－「身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。」とある。その意に反して、ということからすると、職務質問というのは任意捜査、捜査というより捜査の端緒ぐらいの話です。任意というのは断ることが出来るという話。じゃァー、どこから任意でどこから強制なんですか。判例上、個人の意志を制圧して権利利益を制約する態様か否かが基準。たとえば、警察官が二人で両脇を抱えて「来い」とやれば、これは誰から見ても強制なので令状なしにはできない。警察官も馬鹿ではないので、そんな簡単にわかるようなことはしません。どうやるかというと、身体に触れないような形で、触れるにしても「ちょっと待ちなさいよ」と肩を叩くぐらい。その場から立ち退けないような形でうまーい距離感で、「ちょっと待って」という感じでやる。誰か経験者の方で、「僕の場合はこういう対応でやった」という方がいらっしゃったら。三好さん何かあります？

三好

バックの中を開けろ、と言われたことがある。

荻

所持品検査。

三好

えー。学生運動が激しいとき、国会図書館前で。振り切らなかったです。素直に応じました。

荻

先ほどの NPO の話ですけど、元ホームレスでわれわれが支援している方がいるんです。まだ 50 代に入っていない方。生活保護を受けながらようやく仕事が見つかった。仕事が見つかったんだけど足がない。保護課の人が気をまわして、市役所に一台使っていない自転車がある。「それ使っていいよ」と。「ありがとうございます」。われわれも「親切だな、市役所は」と思っていた。で仕事に行って夜帰っていったら、「もしもし、その自転車はあなたのですか」というから、「実はこういう事情で市役所から借りました」と言った。ところが、盗難届が出ていた自転車だった。その人はそこで留め置かれてしまった。何とかわれわれが対応して、「こういう事情で」とやったんだけれども、何が不審事由だかよくわからない。

前に立ちふさがったりされたときに、ウットオ

シイじゃないですか。「ふざけんなよ、どこが不振なんだよ」とガーンとやっちゃうと、警察にとって「ラッキー」という話しなんです。公務執行妨害の現行犯ですね、ということでしょっ引かれてしまう。そうならないような対応をしないとまずい。あと所持品検査。すごく嫌なんですよね。たとえばカバンをもっていて、「もしもし見せてください」と言われる。別に拳銃や薬物が入っている場合でなくたって、男性として一般に見てほしくないような本が(笑い声)ないわけではないでしょう。そうした時に困ってしまう。三好さんはどうだったですか。

三好

いかがわしい本は入っていなかったんで(笑い声)、「どうぞ」と言って「何も入っていません」と。

荻

それでいいと思います。何も入っていなければ、向こうは令状がなければ持っていけないから、「はい、どうぞ」でいい。いかがわしい本があったって、本の内容によってはしょっ引かれるかもしれないですけれど、捜索令状がない以上ー悔しいですけれどー「見せる分ぐらいは」の方がいいのかもわからない。

もう一つ基準その②のところに書いたことで、たとえ任意であっても、それでいいということではなくて、相当性ということがあるんです。質問された人の権利侵害に当たるようなことまでするのは相当ではない。任意性と相当性という二つの要件があることを覚えておいて欲しい。判例上も、たとえ任意であったとしても、被質問者の権利の制約は相当性が認められる範囲でしかできない。これはまた裏腹な話しです。たとえばさっきのカバン。私の方で「絶対見せません」とやると、どんどん不審事由が高まってくる。「こいつ何でそうなに嫌がっているんだ、何かあるんじゃないか」となってくれば、相当性ー向こうができることもどんどん高まってくる。ですから、悔しいですけれど迅速に職務質問に応じるようにした方が良いんだろうな、と。

対応の所で三つ整理しました。

①最も早く解放されるための手段は、迅速に職務質問に応じること。

②不審事由をたかめないよう応じられる範囲で職務質問・所持品検査に応じ、ゆっくりとその場から離れる。なぜゆっくりかというと、走っていくとまた不審事由(笑い)。そんなにわれわれが怖いのか、と。

③警察官が、とどめ置こうとして立ちふさがったりした場合、警察官の身体に触れたり手を振り払ったりしない。これをやっちゃうと、向こうにとっては現行犯逮捕になる。公務執行妨害にされちゃう場合がある。そうはいっても、三人ぐらいで周りをとりまいて、気に入った返事をするまで長時間そこにとどめ置かれるということになれば、これは相当強制の程度が高まってきている。あまり長いこと状況が続くようであれば、「弁護士呼びます」という対応をする。

(2)逮捕されたら

次に逮捕されてしまったときの対応を整理させてもらいました。さっきの例ではないですけど、われわれが持っている感覚は間違いではない。そこは確信を持ってもらっていい。

何で逮捕するのか、確実に不当逮捕だ、われわれを捕まえてなんか情報をとろうとしているのではないか。絶対正しい、という確信を持ってもらう。ただうまいんです。警察の話し方というのは。さっきの白タクの件も。基本は黙秘。黙秘権は憲法38条で保障されています。基本的人権の一つなんで、「黙秘すると不利になるよ」と言っているあんたが不利になる世界なので、そこは自信をもって対応してください。全く話さない、ということもできるし、無難なのは「弁護士と相談してから話すかどうか決めます。だから早く弁護士を呼んでください」という対応です。早く弁護士を呼んでください、と言ったときに警察がどういう対応を

するか。「弁護士といったって静岡県内だけで 500 人近くいるし、どの弁護士か言ってくれないとわからない」という場合もある。あとよくあるのは「弁護士を呼ぶとすごい金を取られるぜ」という話もある。

それから原則②というのが 3 ページ。狭い部屋に入れられて、事務机みたいなのが二つ置いてある。奥の方に座らせる。入り口の方に捜査の人とワープロ打ちの人。そういう形でいろいろ話しをする。話す内容は「昨日のデモ、何人くらい参加したの」とか、「暑くて大変だったね」なんて話を織り交ぜながら、だんだん核心にはいっていく。最初は身上経歴といって「どんな生い立ちだったの」みたいな話。それから「昨日、何時どこでどういう風に集まってやったの」「昨日のデモは何を目的とするデモだったの」「どういう団体だったの」―そういうやり取りがずぅーと続くんです。質問と答えで取り調べはなされるんですが、調書ができると全部作文みたいになる。私は昭和何年どこそこで生まれました。何々をしていつどこそこの学校を卒業し、何年前にどこそこを退職しました。今日は昨日のデモについてお話しいたします。昨日のデモは何とかという団体が開催したんです。」質問と答えだったのが作文になっているんです。それが終わって作った後にと、「じゃあ、読むよ。間違ったら言ってね」と言って警察官が読む。読み終わって、「間違いないね、じゃーここに署名と指印を押してね」となる。知らないとそこまでやってしまう。そこでできた調書というのは本人が確認して、内容に間違いありませんと言って署名と捺印を押しているものだから、裁判になるとこんなすごい証拠になるんです。いっぺん調書が出来ちゃうと、「そんなこと言っていない」「事実と違う」と言っても、裁判所もきっちり受けてくれない。だから、調書には簡単には署名しない。話していない内容が出てくることがあるし、ニュアンスが全然違うものがある。たとえば、窃盗になるのか、占有離脱物横領になるのか微妙なケース。私たちが支援しているホームレス。道を歩いていたら疲れた。その辺の原っぱに自転車があったので、乗って行っちゃいました。警察の方としては「近くに人がいて、もしかしてあの人の者かもしれない、と思いましたけれども、疲れていたのでつい乗ってしまいました」とすれば、窃盗なんです。だけど本人からすると、そんなこと全然考えずに、草茫々の中に埋まっているから、ゴミだと思って乗った。もしそれが本当なら占有離脱物横領。刑がずっと軽い。それを知らずに、「どっちにしても同じだ」と気楽に書いてしまうと犯罪が変わってしまう。非常に危ないものですから、気をつけないといけない。それから、ここに例として載せましたけれど、「反省を示せば刑は大丈夫だから」と、「二度とビラ配りなどいたしません。反省しております。」ビラ配りなんて悪くないでしょう。だけどそういうことを書かせられることがありうる。で、対応としては署名しないということなんですが、1 対 1 の密室の中のやり取りなものだから、なかなか難しい。一番無難なのは、「今日は署名いたしません。弁護士に相談して対応を考えます」という形をとるか、もし言えるならば、供述調書は訂正を求めることが出来る。「そことそこは話した内容と違う。変えてください」と明確に言っておく。

その辺につながっていくことですが、弁護士を呼ぶってことをしないとダメかなと思うんです。向こうはプロなもんで、「これが常識だよ」と言われちゃうとわかんないじゃないですか。「普通調書に署名するよ、そんなおかしなことを言う人はいませんよ」と言われてしまうと、捕まったこともなくそういう知識もなければ、「そうだよね」とやっちゃうでしょう。それが思うツボ。憲法 34 条をここに入れておきました。「何人も理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人を依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘留されない。また、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があればその理由は、直ちに本人及びその弁護人

の出席する公開の法廷で示されなければならない。」だから、弁護士を選任したり弁護士の助言を受けること自体が基本的人権として憲法上保障されている。それを前提に先ず呼ぶ。「弁護士を呼ぶと高い金を取られるぞ!」と言われた、ということを聞いたことがあるんです。一つは当番弁護という制度があって、捕まった直後弁護士が一回ただでいろいろアドバイスをしてくれる制度がある。知り合いの弁護士とか特になければ、当番弁護士を呼んでください。弁護士会で表を作って何月何日は何々の弁護士と割り当てられている。その弁護士が来ます。中には市民運動に理解がない弁護士もあるんで、その場合はその弁護士に「関係するどこどこの団体に連絡を取ってください、知っている団体・弁護士を呼んでください」とか、何らかのアクションを起こすことが出来る。あとは知っているなら弁護士を名指しでもいい。自由法曹団という団体がありますが、聞いたことありますか。県の東部でも 10 人前後いるのかな。私もそこの団員なんですが、自由法曹団の弁護士は金で動くな、ということを骨身に染みるほど教育を受けている。一回、二回アドバイスに来て、それで金を取るかというと、そうではない人が多い。ここに私の連絡先を書いちゃった。書いちゃったのに呼ばれて、「一杯お金をください」とは言えないので(笑い)。そこは良心的にやります。呼んでください、そうしないと危険だと思います。それからオと書いたところ。国民救援会って聞いたことありますか。冤罪や市民団体のバックアップ。警察に抗議したり、弁護士ができないようなこともしてくれる。そういう団体の存在も知っておいてもらえればと思います。

こういう状況になると、藤倉さんの緊急提案ではないですけれど、どっかで弁護士とリンクが必要だと思う。自由法曹団がある、と頭に入れて、何かあったらここへ連絡を入れていただく。そうではないと守り切れないこともあるし、さっき言ったようにうまいこと言われたらそれっきりなんです。

3 攻めの対応

国会を解散して新たな議員で廃止に。廃止、あるいは修正ということだと、さっき話したジョセフさんの報告ですね。適切なプライバシー保護策がこの法律にはない。あと、監視に対する令状主義を強化すべきだろう。事前に皆さんを見張るわけでしょう。見張りという人権侵害をする以上、しっかりと令状をとらせるようにしないといけない。あと、第三者機関を設立させなければいけない。いろいろな方法で法律の修正なり廃止に向けた動きになっていかないといけない。われわれには全然非はないので、まったく萎縮せずに、今言ったところを手掛かりに進めていただけばな、と思います。以上です。

(拍手)

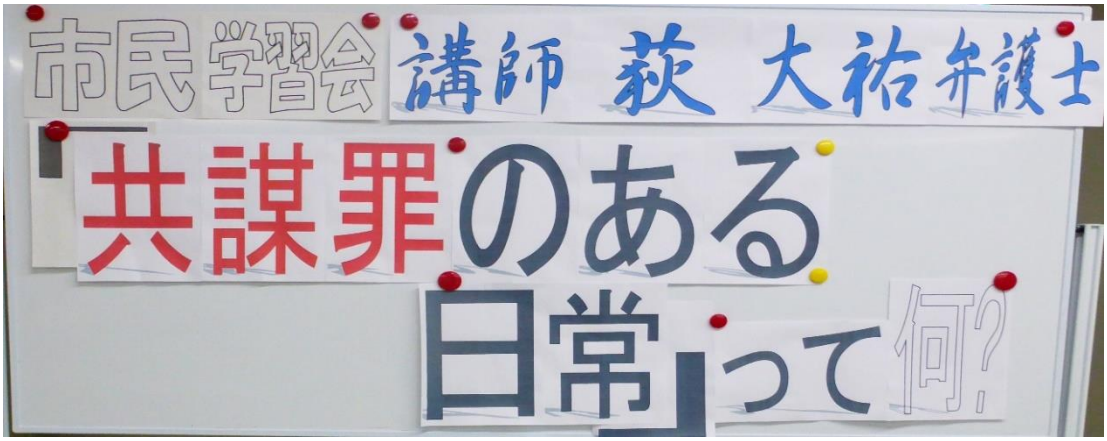

～質疑応答の部～

司会(三好)

最初に講演ついて質問を出していただく。後半はお話とは直接関係ないことでも、自分の意見をだしていただく、という形で進めてゆきたいと思います。最初に質問を。

B さん

職務質問の件ですが、あくまで任意ですから拒否することは大丈夫ではないかと思うんですが、どうなんでしょう。

C さん

街頭で署名をしたりデモをやったりすることが好きなもんですから、いつしょっ引かれるかわからない。その場合、今日の話では原則黙秘だ、という話をされたんですけれども、完全黙秘をするのかどうか、その辺を。

D さん

私、湯ノ花通の入り口でたった一人でスタンディングをしたもんで、戦争反対とか。3 回に一回ぐらいお巡りさんが来ます。電池式のスピーカとマイクでやっているときボリュームがうるさい、とか。一番しつっこいかのが、名前と住所を言え、と。今まで、名前と住所を拒否したのが 7.8 回あります。「言う必要はない、言う義務はない」と答えて拒否しています。共謀罪が施行されてそれが通るかどうか、お聞きしたいと思います。

荻

まず職務質問段階で拒否して大丈夫かということと、今までは名前と住所を伝えなかったがこれからはどうか。近い話だと思いますが、大丈夫な時とそうでない時とがあるんだろうな、と。たとえば、どんな場所だったか、周りにどんな人がいたか、それによって全然対応が違ってくると思う。筋論からいけば任意なので拒否することはできる。ただ、その筋だけでやっちゃって大丈夫なのかどうか。今日話したのは、穏当にその場を離れるということの方が、状況によっては痛手を負わなくてもいいんじゃないの、という趣旨。正直正解がないものだから、何とも言えな。こういう例があったんです。ある運動をやっている方が、九州の方の島で選挙が行われた。つい最近の話。その選挙の時に、運動を規制する趣旨で公安が入った。で、共産党の候補者を支援する人がずぅーと監視された。奥さんが、「ちょっと変だよ、見張られているんじゃない」という話になった。実際そのつもりで見るといつも家の周りにいる。自転車で行ったらついてくる。振り返って「何でついてくるんだ、いつも」と逆質問した。「名前と住所を述べろ」「言えない」ごちゃごちゃになったときに、仲間の警察官が「どうしたんですか」と入った。その人は毅然とした態度で「ずぅーとこいつに監視されているんだ、プライバシー侵害の被害者だ。お巡りさん、何とかしてくれ」とやったら、実はどこそこの警察官だった。お前らグルだったのか、と追い返した話もある。だから、拒否して大丈夫か、と言ったときに、大丈夫なケースもある。だけど、ここでお話しをするのに、「任意だから拒否しろ」と言えるかというと、とてもとてもそういう危険な話はできない。

名前と住所は？どうなんですかね。私が職務質問を受けたときには、自転車で夜無灯火で走っていた時に、声をかけられて「免許証を見せない」という。免許証を見せれば名前と住所はわかってしまう。それ以上何かあったということはないですが。どうなんでしょう。私らは弁護する方だからわからない。さっき手を挙げた方から、具体的なこういう対応の方が有効だよ、というのがあれば、教えてもらいたいな、というのが正直なところです。場面や状況によって全然違ってくる。スタンディングをやるにしても一人でやるのではなく何人かでやっていて、不穏な状況になったときに誰かがそれを撮影する。警察が「何を撮るんだ」とやってくれば、そのやってくる状況をどっかに流せば反響があるし、一つの運動になるのかな、という感じもしないではない。どなたかありませんか。

E さん

私服が職務質問するときは警察手帳を提示すると思うんです。制服が職務質問をしてきた場合、私は必ず「警察手帳を見せてください」と逆に言います。「あなたはどこの警察署のどなたですか」、(相手の)言うのを控えさせてもらいます。その対応がきちんとしているかどうかによって決めようか、と。それが当然ではないか。偽の警察官もいます(笑い声)。私たちが免許証の提示を求められるのと同じ。逆の現象だと思います。そしてきちんと控える。「どこどこ警察署の何の太郎衛」ということを控えさせてもらって、状況によって応じるかどうか。少なくてもカバンを開けさせるようなことは絶対させない。それは令状がなければできないこと。

A さん

僕も似たような意見です。怯えていると向こうが図に乗るから、きちんとした対応を取る。

心証は悪くなります、こっちがきちんとすると。「こいつは活動家ではないか」とか「なれているやつだ」と思うから、心証は悪くなる。相当性が高まるかもしれないけれど、制服であっても僕は身分証を提出させます。「公務を執行する場合には身分を明らかにする義務があるだろう」と言って、メモします。私服でも同じですね。すごく嫌がります、名前を書かれるのは。制服を着ている警察官は「制服を着ているからわかるだろう」とか言うんです。「でも制服を着た偽セ者が何人も事件になっているだろう、見せてくれなければ信用できない」と言って見させます。向こうは身分を明かされるのがすごくイヤなんですよね。僕の場合はこっちを向けさせて、名前と階級を言わせます。人が見ているときの方が毅然とした方が良いです。人が見ていないと、連れて行かれる可能性があります。

F さん

どういうときに職務質問されたんですか。

A さん

一つはステ貼りをやって、現行犯ではないけれどほぼ間違いなくこいつだな、と思われていた時に、向こうは「何で止められたかわかりますか」と聞きます。「ステッカーですか」とかいうと証拠になっちゃうから、「見当がつきません、なぜ呼び止めたんですか」とこっちから聞く必要があります。思い当たることを言っちゃうと、それが証拠になっちゃいます。だから、「わかりません、何か犯罪をやったという合理的な理由があるんですか」と聞きます。これは慣れていないとなかなか言えるものではないです(笑い声)。

荻

今紹介されたお二人ですが、筋金が入っている人たちだな(笑)、と。当局もある意味マークして、というか、その時はそういう対応なのかな、という感じはするんですが。筋金も何も入っていない人たちが、さっきのラインをやっていたお母さんたちがそういう対応ができるのかな、というとちょっとわからない。他にそういう話を聞かせてもらえると勉強になる。

司会

D さんは道交法に違反してやっているの？

D さん

いや、法律の穴のようなところを利用してやっている。5 年くらい前にやっていたら、大学の体育会系を出たばかりのおまわりがきて「やめろ！即刻逮捕する!」と言われたときはビビリましたね。私の倍くらいデカイ男でね。こっちが毅然とやっていても、その毅然さがわからない。「はいわかりました、しまいます」と言って、それから 1 週間後にまた同じことをした。

司会

違法行為を自覚しているときに、「名前も住所も言わない」というと、「じゃー、お前ちょっと来い」という危険はないですかね。

荻

違法行為に当たる事実をどこまで警察が押さえているか、ですね。

D さん

公道ではなくて、法律の穴のような場所をみつけてやっている。

荻

場所とか状況によるでしょうけれど、対応としては藤倉さんの緊急提案に書いてあった「変だなと思ったらメモをする」。記録化というのは相当に大事だと思う。

藤倉さん

僕も何べんか逮捕されまして、警察官との対応は結構激しくやり合ったこともあるんですけれども、警察

の方は何とか証拠を握りたい、任意同行させて警察署まで連れ込みたい、と考える場合が多い。こちらの対応としては、後々証拠として向こうに出されるかもしれない、と考えて、こちらの言ったこと、それから向こうの言ったことをできる限りメモをしておく。これが後々自分を守ることにもつながるし、同時に仲間を守ることにもつながる。そういう経験が一二度あったものですから、これは大事なことではないか、と感じている。あまり警察官と激しくやり合って、こちらの立場を不利にするということは却って危険なんでね。向こうの言っていることも聞き取る、こちらの発言もしっかり伝える、そして証拠としてこちらの方もメモを残しておく。そこの対応が大事かな、と。経験から割り出してそんなことを考えています。

荻

刑事訴訟法の判例理論に、「違法収集証拠の排除法則」というのがあるんです。去年、一昨年の二年間に静岡県内で、覚せい剤で陽性反応が出たにもかかわらず、無罪判決が出たのが二件あるんです。それは何なのかというと、警察が採尿とか証拠をとるとき違法なやり方をやったんです。立証できるものがあったんで弁護側がそれを提出した。採尿した結果は陽性かもしれないが、重大な人権を侵害するような態様で採った証拠というものは証拠能力が認められない、と。それを認めると、今後違法捜査が蓄積されてしまう、ということでこういう判例の理論が出来たんです。その意味からも、こっちが何をやられているかということも全て記録化しておくというのは非常にいいやり方だな、と。

それから原則黙秘という話の中で、捕まったときに、完黙、何もしゃべらない方が良いのかどうか。これはどうですかね。私の今日の話では、完黙まではなく、応じられるところは応じる、というところがあるんですが、そこの筋金入りの人たちは違うのかな。そのあたりどうなんですか。

A さん

僕は結構喋りました。「今日、結構暑かったね」とか言ったら「暑いです。こんなところまで出てきて警察官の仕事も大変ですね」くらいのことはしゃべりましたね。

E さん

私は基本的には黙秘。48 時間は何も一切。おならをしてやりました(大笑い)。「それがお前の返事か」というから「そうです」。

荻

皆さん誰もまねできないんじゃないか（笑い声）。

E さん

ちょうどその時に警察官がヤクザとつるんでヤクの密売をした、沼津の警察署の署員が。そういう事件があったんです。「何をやっているんだ、お前ら、ヤクザとつるんで」というようなことを言ったんです。そしたら、接見に来てくれた弁護士さんにエライ怒られました。「余計なこと言うんじゃない」って。完全黙秘だったんです。万が一これから共謀罪で逮捕されたようなときに、48 時間警察の拘留時間がありますよね。勾留裁判しますね、裁判所に。身柄を拘束するために。その時に裁判所でそれまで黙秘を貫いていた状態を裁判所では全部しゃべるのか。その時に警察官も立ち会いますよね。いてもこちらの主張を全部述べるのか否か。その辺がちょっと難しいですね。

荻

今の話はどういう話かというと、警察に捕まってその後裁判に流れるわけですが、警察の持ち時間なんです。警察は逮捕されて 48 時間以内に事件を検察官に送致しないといけない。検察官の持ち時間は24時間。合わせて 72 時間。その後、まだ身柄拘束を続けるんだったら、逮捕ではなく勾留という手続きに変わります。勾留は原則 10 日。10 日内に捜査を尽くして起訴するかどうか検察官が決める。ただ 10 日間で無理であれば、裁判所の許可を得てさらに10日延長できる。10 日+10 日+72 時間だから、23 日間というのが持ち時間としてある。今のお話というのは、検察官の方が24 時間立ちました。そしたら、裁判所に勾留質問という手続きを取る。そうすると、裁判官のいる所に検察官も立ち会う。勾留するかどうかを決める手続き。最近はなるべく早めに身柄を解くという意味で、できれば勾留の段階で弁護士が「この人については勾留の必要がない」と意見書を出すなりやるべきだ、ということで今それが始まっているんです。だから、その時点で、弁護士を使ってしっかり主張をやっておく、勾留

質問の場で。完黙についてはどうでしょうか。

G さん

先生どうもありがとうございました。私は仏教徒のなか、それからカトリックの「正義と平和協議会」というところで平和を作り出す仕事をさせてもらっています。今日のお話を聞きまして、私、50 年前、学生運動の時から、「あんたが捕まったときは完全黙秘ですよ、それからすぐ弁護士さんを呼びなさい」と 8 年間教わってきました。逮捕はされていないけれど覚悟はできているつもりです。先生の話を聞いて今でも論理は同じだと安心しました。しかし、一度ブタ箱に入れられればそうとう不安ですよね。そういう時に、この伊東に、「共謀罪でっち上げによる不当弾圧から救援する会」を関係者が作られるなら、かなり安心ができると思うんです。そういう組織ができれば、われわれは萎縮しないで権力に対して行動できる。関心ある方は是非検討してもらえるとありがたい、と思っています。なお、この文字は「ピース」になるんですけれど、「ピース」が壊れたらこういう(胸の文字を示して)文字になるんです。これ日本語で読むと『共謀罪』になるんです。

司会

今のはそういう提案ということで聞いてくだされば結構かと思います。他に。

H さん

今度共謀罪が通ったということで、私たちは一般の市民だと思っているわけですが、権力側としては目をつけたくなる。学校で教わった憲法によれば、所持品検査は令状がなければできないということは皆さんはご存知ですが、警察官が来たらいきなりパッと頭に浮かんで抵抗できるかというとなかなかそれもできない。でも、これからは権力側が目をつければ、何か機会をとらえて萎縮させる。法律を作ったこともそうなんだけれど、さらにはそういうことに反対する人間を血祭りにあげて、騒いだりするとこうなるんだぞ、と見せしめにする不安がある。たとえば、所持品検査の時に何も入っていなければ見せてもいい、というけれど、本人も気が付かないでたまたま登山用のナイフが入っていたら、それを理由に引っかかってしまう不安がある。今日は反対するために国会に行く、スタンディングをする、というときに「バックを見せてくれ」と言ったとき引っかからないようにするため、「こういうことには気をつけた方が良いよ」という事例を、自分の身を守るために知らないといけない。あまり神経質になるといけないけれど、そういう例があればお話しをいただければ、と思います。

A さん

デモとか、スタンディングに行くときには、身分が明らかになるようなものは持っていかないことが必要かな、と思います。「転び公妨」みたいなものもありえますから、僕の場合はそうだったのです。いきなり手を引っ張られて「今殴った」と言って逮捕されたんですね。名前も住所もずーっと言わないでいたら、72 時間どころではなく 18 日くらい勾留されました。弁護士はすぐ付いたんですが、名前と住所を黙秘しているのを尊重してくれたのか、18 日間は知られないできたので釈放されなかった。23 日いっぱいはさすがに長くて、勾留延長理由の裁判を起こすようなことをして、僕は自分から喋ったわけではないけれど、裁判を起こすために名前と住所を公表せざるを得なくなる。向こうはそれで手を打つというか、知ることが出来た。検察と弁護士でその辺で手を打とうということになったんではないかと思うんですけれど、ちょっと横道にそれました。どんなことで引っ張られるかわからないので、身分が明らかになるようなものは持っていかないというのが大切です。

荻

何が目的で、というところもあると思うんです。住所・氏名を明かさないことの目的が何かによって、明かした方が良いこともあるだろうし、明かさない方が良いこともあるだろうし。だから正解というのはないと思うんです、その意味では。

I さん

捕まる側ではなくて、女の場合は、情報収集ースパイ的なーそういう行為に巻き込まれることがあるかな、と思いました。今から 50 年前ベトナム・トンキン湾事件があって、こういう集会があったんですね。帰る時、まだ若い女の子だったから、一人で歩いて帰っていたんです。そしたら、「ちょっとお茶飲みませんか」と、紳士的でちゃんとした人。今日の話を聞きた

いみたいだった。最初は関心があってベトナム問題の話を聞きたいのかなと思って喫茶店に入ったら、どこの誰が参加したのか、とかいろいろ聞かれたんです。職場はわかっちゃたんですけれど、私も三交代の看護婦で、夜勤だったからコーヒーだけ飲んで逃げて帰ってきちゃった。そういうこともこれからふえていくのかな、と。

荻

ご提案は、置かれている状況とか目的によって全然違うところがあるので、弁護士から一方的に話を聞くだけでなくて、第二回目は皆さんから「こういう経験があって、こういう時はこういう対応をしました」、そうするとメリット・デメリットが見えるじゃないですか。いっぺんそれをやった方が良いのかな、という感じを受けます。当局に情報を出さない、という目的で行くケースと、その場から早く離脱して日常生活に戻ることを目的にするケースでは、対応が違ってくると思うんです。そういう経験をされた方からお話を伺いながら、肌で感じ取る。私なんかは頭の学問だけなので、今日のお話は。「いや、現場ではそうじゃないよ」という話がいっぱい出てくると思うんです。そこからの話と、さっき私が言ったような話をうまく混ぜ合わせる中で、臨機応変な対応が見えてくるのではないか。

J さん

職務質問されて、拘留されて、逮捕されて、といったときに、たとえばさっき藤倉さんがおっしゃった取調室に書くものを持って行っていいのか、すらわかっていない。そういうことが可能だよ、というワン知識があれば、「いやこれは可能なはずだから、持ち込ませてください」と言うことが出来るんだと思う。だから、何が起きてどこまで権利があるのか、主張できるのか、自分で調べるのもいいけれど、皆さんと共有できたら良い。私たち捕まったことの無い人間は、捕まったときに不安にさいなまれれて余計なことをしゃべるというのが一番リスキーだと思うんです。何が起きるかが想定できれば、そっちは心配事から外れて行くので、あとは自分がどう対応するかだけを考えればよくなる。そういう情報もほしい。

司会

筆記用具をもって取調室に入っていいんですか？

荻

よくわからないんですが、われわれが良くやるのは「被疑者ノート」と言って、日弁連で作っているんですね。それを差し入れるんです。そこには何月何日何時から取り調べを受けて、担当は誰で、何を答えたか、を書かせる。弁護士は接見に行ったときにそれを見せてもらって「これはちょっとまずいね」とか、「こういうことを聞かれたらこうこたえなさい」とか、アドバイスをする。自分が房に帰ってから書いているようなので、取調室には持たせてもらっていないと思う。

司会

時間がきております。今日の話の中では、出来るだけ記録を取る、自衛策も考える必要がある。具体的な対応はその場その時で変わってくるので、一律な対応というのは言えない。ただ、誰かがそこに居るような状況を作る、ということが大事かなと思います。どうも先生ありがとうございました。(拍手)

今日は藤倉さんの提案を受けてこの会をやりました。『共謀罪のある日常』というのは当然共謀罪法を前提としているわけです。共謀罪法を肯定しているという趣旨ではありません。存在を前提としてどういう対応をしていくか、ということです。一つ言えることは、共謀罪法の廃止を要求していく、運動をしていく。そのことが実は、共謀罪の適用に縛りをかける最も優子な方法だと思うんです。決してあきらめず、共謀罪を廃止しろ、という声を主張していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。　(拍手)

(以上)